

# 保育所民営化 第1次実施計画

平成16年4月

宇治市

# 保育所民営化 第1次実施計画

## 【1】はじめに

この計画は、「今後の保育所運営について 保育所民営化に向けて - 」及び「当面の保育所民営化推進について」に基づいて、既設の公立保育所では最初に実施する民営化の実施計画です。

最初に実施する第1次民営化については、次のような考え方に基づいて進めていくものとします。

## 【2】第1次民営化の目的

今後の保育所は、地域の子育て支援の拠点として一層その役割が重要になる一方で、今後進められる次世代育成支援対策の具体化により、行政、地域、企業などが一体となった、新しい少子化対策としての子育て支援施策が急速に推進されることが予想されます。

しかしながら、今後の自治体の行財政環境は、従来にも増して極めて厳しいものが予測され、福祉の分野においても限られた予算の中で多様化する福祉ニーズに添えていかなければなりません。

今後の保育所運営も含めた子育て支援施策の充実喫緊の課題であり、それらの施策を前進させる為にも、より効率的な施策の運営が求められています。

こうした背景のもとで、保育所の民営化は、効率的な保育所運営の推進と、総合的な子育て支援施策の充実を図ることを目的に実施します。

## 【3】第1次民営化の移行時期

民間保育所へ移行する時期は平成17年4月とします。

## 【4】第1次民営化計画に伴う子育て支援施策の充実

現在、総合的な子育て支援施策の充実や保育所運営上あるいは保育サービスのあり方等に関する課題は多くありますが、第1次計画においては喫緊の課題となっている以下の事項の充実について取り組むものとします。

### 1、待機児童対策としての乳児定数の増

待機児童の解消に向けた取り組みの一環として、公立保育所においても平成12年度から「定数を超えての入所」を実施してきていますが、乳児の保育需要が高い公立保育所2園において

「定数を超えての入所」に替えて定数の見直しを図り、乳児の定数そのものを下記のとおり増やすこととします。

表 - 1 定員増する児童数 (単位: 人)

保育所名	0才	1才	2才	計
宇治保育所	3	5	7	15
木幡保育所	3	5	7	15
計	6	10	14	30

## 2, 就労保障の充実としての保育時間延長

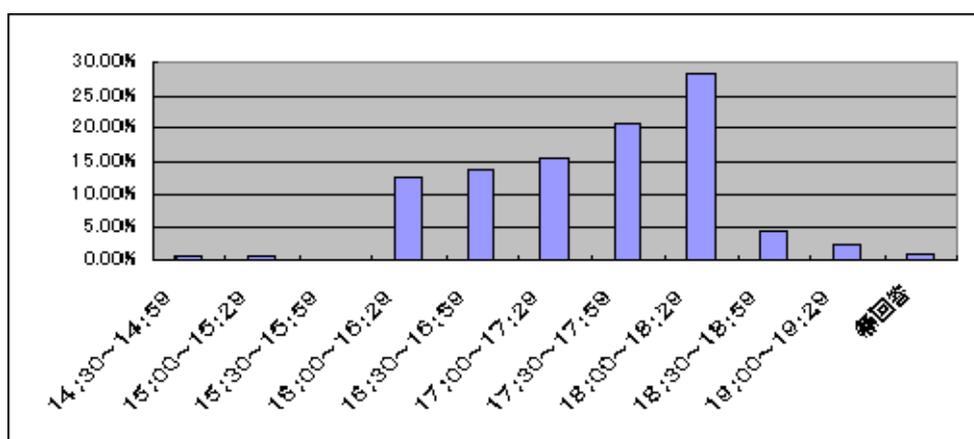
現在公立保育所の開所時間は、木幡保育所の7時から19時を除き、全て7時30分から18時までとなっています。

今日まで市外通勤されている保護者などから、18時までの保育時間では負担が大きいという声も多くあるところです。

「宇治市子育て実態調査」(平成11年実施)の結果でも、保育所に毎日通っている場合の降園時間は、18:00~18:30がもっとも多くなっています。

このような状況を踏まえ、就労保障を通しての子育て支援の充実の観点から保護者のニーズに応えていくため、平成17年4月より、木幡保育所以外の公立保育所の開所時間を7時30分から18時30分までに30分間延長することとします。

### 保育所に毎日通っている場合の降園時間



(宇治市子育て実態調査結果報告書より)

### 3 , 子育て支援施策の拡充に向けた体制整備

子育ての環境が大きく変化するなか、全国的にも次世代育成支援対策をはじめ一層の子育て支援施策が推進されようとしており、本市においても地域子育て支援センターを核として、在宅の子育て家庭を中心としたニーズに応える事業の拡充や、在宅家庭に限らず現在の保育制度を補完するものとしても期待の大きいファミリー・サポート・センター事業を充実させることが求められています。また保育所においても、子育てに関する資源とノウハウを地域に還元することが求められています。これら子育て支援の拡充のために、保育士を増員配置しそれらの課題に取り組むこととします。

#### 【5】子育て支援施策の充実に伴う実施体制について

これらの施策充実を図るためには、一定数の職員や体制整備が必要になりますが、「今後の保育所運営について」の基本的な考え方に基づき、公立保育所1園の民営化を実施することにより、その必要となる人的体制を確保することとします。

具体的には、次のような職員や体制が必要になります。

待機児童対策としての乳児定数の増について、保育士6名を配置します。

就労保障の充実としての保育時間延長について、パート保育職員の勤務時間増により対応を図ります。

子育て支援施策の拡充に向けた体制整備について、保育士1名を配置します。

なお、民営化実施保育所の職員の内、上記職員以外の職員については、他の公立保育所に配属することとします。

#### 【6】第1次民営化の実施保育所

民営化する保育所は、次の理由により100人定数園の北小倉保育所とします。

小倉地域は、比較的公立保育所が集中していること。

小倉地域では、長時間保育を実施している保育所が少ないこと。

地域的に一時保育のニーズに対して供給が不足していること。

敷地が広く、保育室も余裕があるため、今後の多様な保育サービスの展開が可能なこと。

### 北小倉保育所の概要

開設時期	昭和48年4月		職員数	園長	1人
敷地面積	2,922 m <sup>2</sup>			保育士	10人
建物面積	823 m <sup>2</sup>			調理	2人
				用務	1人
定員	乳児	30人		計	14人
	幼児	70人		嘱託フリー	2人
	計	100人		パート保育職員	5人

## 【7】第1次民営化の条件

### 1 , 民営化後の保育所の位置付け

民営化後の保育所は、実施保育所で行っていた保育サービスを継続実施するとともに、新たに延長保育や一時保育等を順次実施することとし、地域における多様な保育サービスを実施する拠点保育所と位置付け、その実施を移管先法人募集の要件とします。

### 2 , 移管先法人について

第1次民営化においては、次のような考え方で移管先法人を決定することとします。

#### (1) 選考委員会による選考

移管先法人の選定方法は、関係者で構成する選考委員会を設置し、そこでの協議を経て決めることとします。

選考委員会は、学識経験者や福祉関係者などで構成し、選考過程において、保護者の意見、要望の反映に努めます。

#### (2) 基本的な条件設定

「当面の保育所民営化推進について」に基づいて、次を民営化にあたっての基本的な条件とします。

民営化する保育所の新たな運営主体は、保育所運営の安定性と継続性を確保する点から、本市において保育所運営の実績のある社会福祉法人とします。

土地や建物の移管については、保育所運営の安定性と継続性を確保する点から、土地は無償貸与、建物設備等は無償譲渡とします。

### (3) 移管法人募集の主な条件設定

法人の選考にあたっては、その応募資格や移管条件を定めることにより、入所児童が安心して継続した保育を受けることができるようにします。また、保育所運営について延長保育や一時保育などの保育サービスを実施するだけでなく、地域に根ざした保育所として保護者や地域関係者との連携に努めること等についても条件化することとします。

移管先法人を募集する際の応募条件は、「当面の保育所民営化推進について」に基づいて下記の点を主な条件として設定することとします。

社会福祉法、児童福祉法等の法令及び関係通達を遵守すること。

移管決定後から、当該保育所の保護者との話し合いの場を設定し、保育所の運営について話し合うとともに、地域に根ざした保育所づくりに努めること。

移管を受けた法人自らが移管保育所を運営するとともに、既に運営している保育所を縮小又は廃園しないこと。

移管保育所の施設長及び主任保育士は、移管保育所の専任であること。

移管前の障害児保育、乳児（産休明けを含む）保育、保育所地域活動事業を継続すること。

新たに、長時間保育、一時保育を実施すること。（移管後、順次実施）

保育の実施については、保育指針を基本に、保育水準の維持向上に努めること。

移管前に比べて保護者負担金が多くならないように努めること。

## 3, 保護者への対応

民営化へ移行するにあたっては、民営化実施保育所の保護者に新しい保育所の保育方針や保育内容などを説明し理解と協力を得る一方、保護者ニーズも含めた保育所づくりを進めます。

## 4, 新保育所職員との引継保育

保育所の担任保育士や職員が全面的に新しく入れ替わることにより、引き続きその保育所へ行く園児や保護者にとって不安感が生じることのないよう、保育実習研修や保護者懇談会などを開催していきます。

また、移管先法人の職員と市の職員とが共に保育にあたる引継ぎ保育を実施することにより、それらの不安感を解消し新しい体制での保育に円滑に移行できるよう留意することとします。なお、引継ぎ保育の実施にあたっては、関係者の意見を十分踏まえて、適切な期間・体制等について引き継ぎ計画を作成して実施することとします。

引継ぎが必要な内容は、保育方針、指導計画、障害児保育などの保育関係 各種行事関係 避難訓練など防災、防犯、安全対策関係 送迎時の対応や保育参観、おたよりなど保護者との連携の関係 保健、給食、施設関係など、多岐にわたって必要になるため、十分な調整を行い、引継ぎ計画の中で明らかにすることとします。

## 5 , 移行後のフォロー

移行にあたっては円滑に移行できるよう取り組みますが、移行後においても保育上大きな変化をきたすことの無いよう、市としても保護者の意向も踏まえ移管先法人と調整を図ることとします。

## 6 , 施設改修

施設改修については、移管先法人が保育所を運営するにあたって必要な大規模な改修については、移管後において移管先法人によって行うことを基本としますが、移管までの間においても、最低限必要な施設・設備の改修等については、移管先法人と調整を図ることとします。

### 【8】民営化移行の日程

平成17年4月までの主な日程は、次のとおりとします。

平成16年4月	移管先法人選考委員会設置
5月	移管先法人募集
6月	保育所条例改正（附則改正）
7月	移管先法人決定、以降法人との調整
9月	保育所条例改正
-----	
平成17年1月～3月	引継ぎ保育の実施
4月	民間保育所として開始

印については平成16年7月変更